

松山市犯罪被害者等支援条例（案）の概要

1. 条例制定の背景

近年、犯罪件数が増加しており、誰しもが被害者等となる可能性があります。犯罪等の被害に遭われた方やご家族の方は、心身の安全確保に関する課題、居住の安定に関する課題、雇用の安定に関する課題など、様々な課題に直面することに加え、刑事手続や関係法令に係る手続の対応などが必要となり、身体的、精神的、経済的な負担が大きい状況です。

犯罪被害者等基本法では、地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた施策を策定し実施することが規定されており、愛媛県では、令和5年4月に愛媛県犯罪被害者等支援条例が施行され、各市町とともに各種施策が実施されていますが、住民生活に最も近い市としても被害者等の心に寄り添い、支援をより実効性のあるものとし、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「松山市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

2. 条例の目的

犯罪被害者等に対する支援に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利及び利益の保護並びに被害の早期回復及び軽減に向けた取組の総合的な推進を図り、犯罪被害者等の心に寄り添い、もって市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とします。

3. 用語の定義

(1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であって、市内に居住する者、勤務する者又は在学する者をいいます。

(3) 市民

市内に居住する者、勤務する者又は在学する者をいいます。

(4) 事業者

市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいいます。

(5) 関係機関等

国、愛媛県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下、「民間支援団体」といいます。）その他の犯罪被害者等の支援に係る者をいいます。

(6) 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷又は報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失等の被害をいいます。

(7) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいいます。

4. 基本理念

- (1) すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有します。
- (2) 犯罪被害者等のための施策は、犯罪等によって被った害及びそれを原因とする二次被害の状況並びに犯罪被害者等が置かれている状況及びその他の事情に応じて適切に講じられなければなりません。
- (3) 犯罪被害者等のための施策は、迅速かつ公正に講じられ、犯罪被害者等にとって利用しやすいものでなければなりません。
- (4) 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう必要な支援を途切れることなく受けられ、また、安心して暮らすことができるようになった後においても、二次被害及び再被害を防止し軽減するために必要な支援を適切かつ継続的に受けることができるよう講じられなければなりません。

5. 責務及び体制

(1) 市の責務

- ① 市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、実施するものとします。
- ② 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるものとします。

(2) 市民の責務

市民は、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、犯罪被害者等の尊厳を守り、二次被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとします。

(3) 事業者の責務

- ① 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び犯罪被害者等を地域社会で支え合うことの重要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとします。
- ② 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとします。

(4) 関係機関等の責務

関係機関等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的知識及び経験を生かした犯罪被害者等の支援を推進するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(5) 個人情報の適正な管理

市、事業者、関係機関等その他犯罪被害者等の支援に関係する機関等は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適正に管理しなければなりません。

(6) 相談及び情報の提供等

- ① 市は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報を提供し、助言するとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとします。
- ② 市は、相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

6. 基本的な支援

(1) 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的な負担の軽減を図り、犯罪被害者等の日常生活の回復に資するため、必要な支援を行うものとします。

(2) 日常生活の支援

市は、犯罪被害者等が早期に日常生活を円滑に営むことができるよう必要な支援を行うものとします。

(3) 居住の安定

市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとします。

(4) 精神的被害からの回復

市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復することができるよう関係機関等と連携し、必要な支援を行うものとします。

(5) 安全の確保

市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携し、必要な支援を行うものとします。

(6) 雇用の安定

市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況についての事業者の理解を深めるとともに、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとします。

(7) 市民以外の犯罪被害者等への支援

市は、犯罪被害者等以外の者が市内で起きた犯罪等により害を被った場合には、その者が居住する市区町村と連携・協力するものとします。

7. その他取組

(1) 市民及び事業者の理解促進

市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとします。

(2) 学校における教育の促進

市は、本市の区域内に所在する小学校、中学校及び義務教育学校と連携し、児童及び生徒に対して生命及び犯罪被害者等の人権を尊重するための教育活動を実施するものとします。

(3) 意見の反映

市は、犯罪被害者等のための施策を策定し、実施するに当たっては、犯罪被害者等の意見を聴取するなどして適正に反映させるよう努めるものとします。

(4) 人材の育成

市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとします。

(5) 民間支援団体に対する支援

市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他必要な支援を実施するものとします。

(6) 支援を行わないことができる場合

市は、犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発した場合又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合その他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができます。

(7) 財政上の措置

市は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(8) 損害賠償請求の支援

市は、犯罪被害者等に対する加害者からの賠償の迅速かつ適正な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償請求に関して必要な支援を行います。

(9) 刑事手続参加の支援

市は、犯罪被害者等がその被害に係る申告及び刑事手続への参加を容易にするため、他の地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等が警察及び検察等に被害を申告し、公判に参加し、証言し又は傍聴するために必要とする情報の提供及び付添い等必要な支援を行います。

(10) 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

(11) 条例の検証及び見直し

市長は、条例施行日から起算して3年を経過するごとに、条例の内容が犯罪被害者等を取り巻く社会の状況に適合しているかどうか検証し、その結果を踏まえ、条例及び条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。